

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成29年6月28日

【会社名】 株式会社ウチヤマホールディングス

【英訳名】 UCHIYAMA HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内山 文治

【本店の所在の場所】 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

【電話番号】 093(551)0002(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営企画室長 山本 武博

【最寄りの連絡場所】 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

【電話番号】 093(551)0002(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営企画室長 山本 武博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額96,655,120円

ロ 効力発生日

平成29年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行う。

ロ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規程を新設する。

ハ 今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）において、事業目的を追加する。

ニ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、内山文治、生嶋伸一、竹村義明、歌野繁美、山本武博、吉岡信之、川村謙二、二村浩司、矢田逸夫および神尾榮一を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、嶋井太郎、住川守および岸本進一郎を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

監査等委員でない取締役の報酬等の額を、年額3億円以内（うち社外取締役年額1,000万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額3,000万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	153,348	343	0	4	(注)1	可決 94.19
第2号議案 定款一部変更の件	153,125	566	0	4	(注)2	可決 94.05

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件							
内山 文治	152,169	1,522	0	4	(注) 3	可決	93.46
生嶋 伸一	152,419	1,272	0	4		可決	93.62
竹村 義明	152,466	1,225	0	4		可決	93.65
歌野 繁美	152,458	1,233	0	4		可決	93.64
山本 武博	152,457	1,234	0	4		可決	93.64
吉岡 信之	152,461	1,230	0	4		可決	93.64
川村 謙二	152,457	1,234	0	4		可決	93.64
二村 浩司	152,433	1,258	0	4		可決	93.63
矢田 逸夫	152,975	716	0	4		可決	93.96
神尾 榮一	127,618	26,073	0	4		可決	78.38
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件							
嶋井 太郎	152,917	774	0	4	(注) 3	可決	93.92
住川 守	151,396	2,295	0	4		可決	92.99
岸本 進一郎	151,510	2,181	0	4		可決	93.06
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件	152,158	1,533	0	4	(注) 1	可決	93.46
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	152,806	885	0	4	(注) 1	可決	93.86

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。